

監 査 報 告 書

令和4年4月23日

一般社団法人 日本音響学会
会 長 大鶴 徹 殿

一般社団法人 日本音響学会

監 事 伊藤彰則



監 事 伊藤洋一



我々は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度における会計及び理事の職務の執行状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査方法及びその内容

- (1) 会計監査について、公認会計士より監査に関する報告を求め、かつ当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討を行った。
- (2) 理事の職務の執行に関わる監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査の手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認める。さらに計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める。
- (2) 事業報告書及び附属明細書の内容は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。また、理事の職務執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事項はないと認める。